

I 生徒規約

1 礼儀

- (1) 人に対して親切な態度と丁寧な言葉遣いで接すること。
- (2) 生徒相互間では、相手に敬意を込めて互いに挨拶すること。
- (3) 外来の客や教職員に対し、敬意を込めて挨拶すること。

2 交友

- (1) 生徒間の交際については、互いに思いやりと助け合いの精神を持ち、啓発し合える関係であること。
- (2) 夜間の交際や無断外泊は厳に慎むこと。
- (3) 金銭や高価な物品の貸借りはしてはならない。
- (4) 制裁や暴力行為は事の如何に関わらず、してはならない。

3 登下校

- (1) 始業、終業は原則として下記のとおりである。
始業 9 : 00
終業 16 : 00
- (2) 下校時間は年間を通して17 : 20までとし、それ以降、部活動・学校行事等で活動する場合は担当教師の監督を受けること。
- (3) 登下校の際は、服装を整え、言語態度に気をつけ、人には親切にすること。
また、公共の秩序を守り、交通規則に違反することがないように注意すること。
- (4) 登校後は許可なく校外に出ない。やむを得ず校外に出る場合はクラス担任に届け、許可を得て外出すること。
- (5) 定期券の使用については規定をよく守り違反のないように注意する。
- (6) 下校時における娯楽・遊技場等への出入りを禁止する。
- (7) 自動車及びバイクを運転しての通学は禁止する。
- (8) 安全上、バイクによる送迎も禁止する。
- (9) 自転車通学するものは学校に届け出て、ステッカー（鑑札）を付ける。
盗難防止に心がけ、ロック（錠）は2重とする。
- (10) 学校坂での接触事故等防止のため、自家用車での生徒の送迎は原則坂下で行う。
ただし、事情がある場合は、事前にクラス担任に届け、生徒指導課に許可を得ること。送迎の際には「許可証」を必ず提示すること。

4 校舎校具

- (1) 公共物愛護の精神を養い、公共物への損壊行為は厳に慎む。
- (2) 校具は大切に取り扱い、使用後は必ず所定の位置に整頓する。破損したときは、その理由をクラス担任・教科担当教員に届け、その指示を受ける。
- (3) 常に受け持ち区域の美化・整頓を行い、お互い協力して学習環境の整備に努める。
- (4) 外部からの電話は原則として生徒に取り次がない。

5 所持品

- (1) 所持品は大切に扱い、記名を確実にし、他人の物を使用しない。
- (2) 現金や貴重品等は盗難、紛失に十分に気を付け、自己管理を徹底する。なお、盗難については調査や指導は行うが、学校として補償はできない。
- (3) 部活動の際、部室は施錠し盗難等のないように注意する。
- (4) 友人間における金銭や高価な品物の貸借は禁ずる。
- (5) 体育や実習等で教室を空ける際は鍵係が必ず施錠すること。また、貴重品をクラス担任や教科担任等に預ける。
- (6) 教科書、教材等は指定の通学バックに入れて登下校すること。
- (7) 学校生活に不必要なもの（化粧品・ゲーム機・トランプ等、カード類・漫画雑誌など）は持ってこない。持ってきた場合は預かり指導を行い、その後、クラス担任を通じて生徒または保護者に返却。
- (8) 化粧および装飾品（指輪・ネックレス・腕輪の装身具類・カラーコンタクト類）は厳禁とする。

6 アルバイトに関する規程

- (1) アルバイトは原則として禁止する。
- (2) 家庭の事情等でアルバイトをする場合は、クラス担任を経て許可願を提出し、生徒指導課・学年で審議し決定する。（4者面談）
- (3) 次の事項に該当する場合のアルバイトは、理由を問わず禁止する。
 - ① 学校の授業、行事に支障がある場合
 - ② 危険があると判断される場合
 - ③ 健康を害すると判断される場合
 - ④ 風俗、飲酒（居酒屋、焼き鳥屋等を含む）を主たる目的とする職種の場合
 - ⑤ 労働時間が深夜に及ぶ場合
- (4) アルバイトを辞めた場合は、その旨必ず生徒指導課に届け出し、許可証を返却すること。また、アルバイト先を変更する場合は、再度許可願を提出すること。
- (5) 遅刻・欠席が増えたり、成績が著しく不振になり、欠点教科の補講・追試で欠点解消ができなければ、許可を取り消すこととする。
- (6) アルバイト規程に違反があった場合は許可を取り消すことがある。
- (7) アルバイト許可者は、許可証を所持して従事すること。

- (8) 無断アルバイトは、特別指導（校長訓告等）の対象とする。
- (9) 考査等によるアルバイト禁止期間は、部活動練習の禁止期間と同時期とする。

7 諸届け

- (1) 次に示す事項は、クラス担任を経て学校より許可がなければ、行なってはならない。
 - ① 電車・バス等通学証明書を使用する場合
 - ② 旅行・見学・キャンプ及び登山、合宿等をする場合
 - ③ アルバイトをする場合
 - ④ 自転車通学をする場合（ステッカーを通学自転車に貼り付ける）
- (2) 交通違反及び交通事故は速やかに生徒指導課に届け出ること。
- (3) 普通自動車（準中型自動車）・原付等の免許取得は禁止する。
また、普通自動車（準中型自動車）の免許取得については3学年2学期中間考査後、取得許可願いを生徒指導課に提出し、生徒指導課・3学年団で協議する。

8 服装頭髪について

- (1) 制服は学校指定のブレザー・ズボン・スカート・ベスト・シャツ・ブラウスとする。
- (2) 制服は登下校中も含め必ず正規の定めにより着用する。
- (3) 防寒着は、市販のものでよいが、色は黒、紺、茶、白系とし華美でないものとする。
- (4) 教室では防寒着等の着用を禁ずる。
- (5) 病気等で異装の必要がある場合は、生徒手帳の許可願の部分を利用し、クラス担任を経て、生徒指導課の許可を得る。
- (6) 靴下は白、黒、紺系とし、ルーズソックス・レッグウォーマー・くるぶしソックスは禁止する。
- (7) 頭髪については男女ともきちんと整髪し、高校生らしい髪型とする。男女にかかわらず、パーマ・染色・脱色・メッシュ・そり込み・エクステ・整髪料等は厳禁する。
- (8) 頭髪服装で再三の指導に対し改善が見られない場合は特別指導を実施する。

補 足

【頭髪検査基準】

男子 前髪が目にかからない状態

染色・脱色・変色・パーマ等加工のない状態

左右対称を原則とする

刈り上げる場合の位置は前髪の生え際の線より下にすること

ラインを入れることは禁止する

過去の染色のため変色がある場合、黒染めし改善する

女子 染色・脱色・変色・パーマ、エクステ等加工のない状態

前髪は目にかからない状態

過去の染色のため変色がある場合、黒染めし改善する

化粧をしていない状態

9 通学靴について

- (1) 特別に指定はしないが、白・黒・紺系とする。ただし、高価な靴は盗難の危険性があるため履いてこない。
- (2) 厚底シューズ、ヒールの高いシューズは禁止する。
- (3) サンドル（クロックス類含）等に類似するものは禁止する。

10 通学バッグについて

- (1) 学校指定のバッグとする。
- (2) リュックサックやサブバックは禁止する。
- (3) 著しい落書きや破損は再購入とする。

11 携帯電話について

- (1) 学校への携帯電話の持ち込みは可であるが、電源を切り鞆に収納しておくことを原則とする。ただし、使用は登下校時、昼休みに限る。
- (2) (1) 以外での使用は特別指導の対象となる。
- (3) 違反をした場合

【授業中】

1回目・・・学年で預かり放課後返却。

2回目以降・・・保護者を来校させ、保護者に返却を原則とする。

【試験中】・・・停学

12 校則（以下、具体的な禁止事項）

- (1) 正規の服装を着用しない、また正規の靴を使用しない登校。
- (2) スカートを変形（曲げる等）する。また、スカートの下にジャージ等を着用する。
- (3) 授業時や移動教室の際に手袋・マフラー・帽子・防寒着の着用。
- (4) 自転車運転マナー違反（二人乗り等の危険運転）。
- (5) 指定された自転車置き場以外への駐輪。また、自転車を放置。
- (6) 食堂でのマナー違反。
- (7) 校内で上履きを使用せず、下足や体育館シューズを使用。
- (8) 装飾品（指輪・腕輪・首飾り・ピアス・カラーコンタクト等の装着）。
- (9) 化粧品の使用及び持ち込み。
- (10) 携帯電話の使用許可時間帯以外の使用。
- (11) 器物を損壊する恐れのある場所での遊戯。
- (12) 集会時出席番号順に並ばない。
- (13) 来客用（職員）トイレを無断使用した生徒。
- (14) 校内廊下階段等通路及び遠賀川駅など公共の場での座り込みやたむろ。
- (15) 職員の指示に従わない。
- (16) 学校生活にふさわしくないと判断される行為。
- (17) 立入禁止区域への侵入。

*校則を遵守させるための方策として、別途定める「立ち止まり指導」を実施する。

※校則見直しに向けて検討中